

## 国内経済要録

### ◇政府保証付債券の売戻し条件付買入れ

本行は、第4四半期の財政大幅揚超による市場資金の窮迫化を考慮し、金融の季節的調整をはかるため、下記要領により政府保証付債券の売戻し条件付買入れを実施することとした。

- (1) 買入先……銀行、長期信用銀行および外国為替銀行。
- (2) 買入債券の種類……政府保証付債券(1年以内に償還期の到来するものを除く)。
- (3) 買入額……総額700億円(額面)程度。
- (4) 買入時期……2月中適当と認める時期。
- (5) 売買価格……前回(昭和35年8月買入分)と同様の計算方法により、本行保有期間中の利回りが日歩2銭1厘(片落ち)となるように売買価格を算出する。
- (6) 売戻し条件……4月中において本行が適当と認める時期に売り戻す。

### ◇本行、米国銀行7行との間に米国農産物等借款受入れ契約を締結

本行は、最近の国際収支の動向にかんがみワシントン輸出入銀行による保証のもとに、米国銀行7行から米国農産物等借款を受け入れる交渉を進めてきたが、このほど契約が成立し、1月31日ニューヨークで調印が行なわれた。その概要次のとおり。

- (1) 借入先……The First National City Bank of New York, Bank of America National Trust and Savings Association, The Chase Manhattan Bank, Chemical Bank New York Trust Company, Manufacturers Hanover Trust Company, Irving Trust Company および Morgan Guaranty Trust Company of New York の7行。
- (2) 借入金額……125百万ドル。

イ、米国産の綿花、小麦、大豆、とうもろこし、葉たばこ、原皮、牛脂、ふすま、石炭および木材の輸入ユーランスの決済額に見合う米貨資金約105百万ドル。

ロ、米国からの新規綿花輸入につき、従来の綿花借款取引に準ずる方法により約20百万ドル。

- (3) 借入期間……37年7月2日までに借り入れ、借入実行時から1か年内に返済する。
- (4) 借入金利……年利4.5%。

### ◇IMF資金の借入認められる

政府は、最近の国際収支の動向にかんがみ、IMFに対して同資金の借入(本邦通貨を対価とする外貨の買入れに関するスタンド・バイ取決め)を申請していたが、1月19日の同理事会でこれが承認された。概要次のとおり。

- (1) 借入額……305百万ドルを限度とし、必要額をそつと借り入れる。
- (2) 借入期間……38年1月19日までに借り入れ、それぞれ借入実行時から3年以内に金または交換可能通貨をもって返済する。
- (3) 借入金利……180百万ドルまでは無利息、180百万ドルをこえる分については借入期間によって異なるが、2年半から3年までの場合年利3.5%。

### ◇对外支払通貨の制限撤廃

大蔵省は、貿易・為替自由化促進計画に基づき、对外支払通貨の制限(現行15通貨)を1月16日以降撤廃した。一方受領通貨は現行どおり15通貨に限定されている。

なお今回の措置によって支払通貨に追加される外国通貨の売買相場は、現行15通貨と同様にその通貨の裁定相場の上下1.5%の範囲内に限ることとし、裁定相場は原則としてIMF平価を基準として裁定される。

### ◇貿易外取引の標準決済規則の一部改正

大蔵省は、標準決済規則上、貿易外取引について標準決済として認められる期間についての明確な規定がなく、資本取引規制との関連から問題となっていたのでこれを明確化するため、同規則の一部を1月16日から改正した。これによる貿易外取引の決済期間は次のとおり。

- (1) 受取の場合……役務などの提供前1年以内または提供後6か月以内。
- (2) 支払の場合……役務などの提供前3か月以内または提供後6か月以内。

### ◇日仏貿易取決めの調印

日仏貿易取決めは、1月23日調印をみた。その概要次のとおり。

- (1) フランスは対日輸入品目につき全面的に最低関税率を適用する。
- (2) カメラなど126品目の対日自由化を認める。
- (3) 対日輸入割当額を約7百万ドルから13百万ドルへ引き上げ(主要当該品目……トランジスター、織維品)。
- (4) わが国はフランスに対して今後の輸入自由化措置を均てんさせる。
- (5) この取決めは1961年10月1日から1年間有効。

### ◇昭和36年度第2次補正予算の成立

2月16日、昭和36年度一般会計補正予算第2号および特別会計補正予算第3号が成立した。一般会計の補正是、災害対策費、国民健康保険助成費の不足額の補てんなど義務的に必要とされる経費、医療費改定に伴う増加経費などが主なる内容で、財源は租税の自然増収の一部をもって充当した。また特別会計などの補正是、上記一般会計の補正に伴い、交付税および譲与税配付金特別会計などにつき所要の補正を行なったものである。

### 昭和36年度一般会計第2次補正内訳

(単位・億円)

歳入追加額		歳出追加額	
所得税	130	災害対策費	300
法人税	260	義務的経費の不足補てん (うち国民健康保険助成費)	65 ( 24)
酒税	60	(失業保険費国庫負担金)	( 13)
物品税	48	(その他の医療費改定に伴う増加経費)	( 28)
関税	50	オリエンピック東京大会実施準備費	45
		地方交付税交付金	8
		その他	128
計	548	計	548

(注) 36年度一般会計予算規模は今回の補正で2兆1,073億円、前年度補正後予算に比べ19.4%の増加となった。

### ◇昭和37年度地方財政計画

自治省は2月6日、昭和37年度の地方財政計画を発表した。計画策定の方針および内容の概要次のとおり。

(1) 財政の弾力的運用に配慮しながら、地方財政の充実と健全化を推進することを基本として、次の諸施策を講ずる。

イ、地方交付税率の引上げと地方税の減税。

ロ、産業関連施設および社会保障などと一般行政面の充実。

ハ、地域格差是正のための地方交付税制度の改正。

ニ、地方公共団体の財源負担の適正化。

(2) 財政規模は2兆2,850億円で、前年度当初計画に対し、19.5%(前年度の対前前年度比24.3%)の増加。

(3) 歳出面では、投資的経費、給与費および社会保障関係費などの増加が顕著。

(4) 財源面では、住民税および電気・ガス税などの減税にもかかわらず、地方税の自然増収が前年度比22.2%と大幅の増加。

### 昭和37年度地方財政計画

(単位・億円)

		昭和36年度 当初計画	昭和37年度 計画	前年度比 増減(△)額
歳入	地方税	7,620	9,309	1,689
	地方譲与税	424	312	△ 112
	地方交付税	3,773	4,581	808
	国庫支出金	4,974	6,184	1,210
	地方債	770	879	109
	雑収入	1,565	1,585	20
	計	19,126	22,850	3,724
歳出	公債費	1,060	953	△ 107
	消費的経費 (給与費)	11,086 ( 7,227)	13,101 ( 8,440)	2,015 ( 1,213)
	(一般行政費)	( 3,859)	( 4,661)	( 802)
	投資的経費 (うち公共事業費) (単独事業費)	6,247 ( 3,420) ( 2,137)	7,944 ( 4,323) ( 2,820)	1,697 ( 903) ( 683)
	維持補修費	514	574	60
	その他の	219	278	59
	計	19,126	22,850	3,724

(注) 単独事業費は国庫補助を伴わない建設事業費。